

# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農家の皆さまへ ～高収益作物次期作支援交付金のご案内～

新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少する等の影響を受けた**高収益作物（野菜・花き・果樹・茶）**について、  
次期作に前向きに取り組む生産者の皆さまを支援いたします。

## 1. 対象者

令和2年2月から4月までに出荷実績がある又は廃棄により出荷できなかった生産者

## 2. 対象作物

野菜・花き・果樹・茶（高収益作物）

## 3. 支援内容

（1）下記の取組（①～⑧）を2つ以上実施した場合、10a 当たり5万円を支援

取組類型	取組項目
ア 生産・流通コストの削減に資する取組 市場価格の下落や観光農園での来客減少などにより販路の変更を余儀なくされた生産者が機械化体系や大型コンテナなどを導入することにより、生産・流通コストの削減を実現	①機械化体系の導入 ※購入、レンタル、リース（いずれも可）
	②集出荷経費の削減に資する資材の導入 （大型コンテナ、通い容器等の導入）
イ 生産性又は品質向上に要する資材等の導入に資する取組 新たな販路開拓や転換を有利に進めるためには、特色ある高収益作物の生産性の向上、高品質化を一層推進する必要があることから、産地で戦略的に推進する品目や栽培技術の転換に要する資材等の導入を促進することにより生産体制の強化を実現	③品目・品種等の導入 （栽培技術の転換等）
	④肥料・農薬等の導入 （転換に必要な資材導入等）
	⑤かん水設備等の導入 （品質向上に必要な機器等の導入）
ウ 土づくり・排水対策等作柄安定に資する取組 新たな販路開拓や転換を進めるためには、高収益作物の安定供給は必須であることから、次期作における土づくりや排水対策等を徹底することにより、高収益作物の供給力と生産体制の強化を実現	⑥土壌改良・排水対策の実施 （作柄安定に資する対策の実施等）
	⑦被害防止技術の導入 （作柄安定に資する資材等）
エ 作業環境の改善に資する取組 開拓した販路の継続的な確保のためには営農継続と安定化が重要であり、農作業事故の防止や作業者の代替性を向上させる観点から、農業機械安全装置の導入、ほ場回りの安全性の確保とともに、安全講習の受講等による安全への意識向上などを通して、生産者の安全を確保するとともに営農の継続性を確保	1 労働安全確認事項の実施 （講習会の受講等）
	⑧ 2 農業機械への安全装置の追加導入、 ほ場環境改善・軽労化対策の導入
オ 事業継続計画の策定の取組 農業者（農業団体）として、新型コロナウイルスに感染した場合の営農活動や出荷体制等を維持・継続するための体制を構築	3 事業継続計画の策定等

裏面に続く

(2) 下記の取組について、1取組ごとに10a当たり2万円を支援

取組類型	取組項目
<b>ア 新たな直販等を行うためのHP等の環境整備</b> 新たな需要に対応するため、既存の販売ルートに加えて、新たな契約先の確保や直接販売などにより販路を拡大することにより、需要の変動に影響されない生産・販売体制の確立を実現	①新規契約の締結
	②追加契約の締結
	③需要開拓による販路の変更
<b>イ 新品種・新技術導入等に向けた取組</b> 価格競争力を高める新品種・新技術等を導入することにより、生産される高品質で希少性のある高収益作物を商材として、国内外の新たな販路を開拓することにより、収益性の高い経営基盤の確立を実現	①都道府県知事が定める新品種の導入
	②都道府県知事が定める新技術の導入
<b>ウ 海外の残留農薬基準の対応又は有機農業・GAP等の取組</b> 輸出を視野に入れた海外の残留農薬基準等に対応した栽培法への転換や、国際水準の有機農業や目指し生産基盤の強化を実現	①残留農薬基準等への対応
	②有機農業の認証取得に向けた取組
	③GAPの認証取得に向けた取組
	④MPS（花き生産総合認証）の取得に向けた取組

- ※申請には、(1) 令和2年2月から4月に出荷実績が分かる書類（出荷証明書等）  
 (2) 取組を行ったことが分かる書類（契約書又は領収書、作業日誌等）  
 (3) 収入保険、農業共済等のセーフティネットに加入している又は今後加入を検討することが条件（必要）になります。

本事業に関する問い合わせ先（申請先・申請書配布先 ※ホームページからダウンロード可能）

## 鱒ヶ沢町農林水産課 農業経営班

住所：鱒ヶ沢町大字本町209-2 電話：72-2111（259・264）